

# 「ホームヘルパー養成研修事業の円滑な運営について」の一部改正について

平成11年9月3日 障障第25号、老計第36号  
厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、  
厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

ホームヘルパー養成研修事業については、「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成11年9月3日障第585号、老発第582号、大臣官房障害保健福祉部長、老人保健福祉局長連名通知。以下「局長通知」という。）により一部改正を内容とする通知を发出したところであるが、事業の適正かつ円滑な実施を期するため、今般、「ホームヘルパー養成研修事業の円滑な運営について」（平成7年7月31日社援更第193号、老計第117号、児障第40号、社会・援護局更生課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局障害福祉課長連名通知）の一部を別紙のとおり改正したので、管下市町村及び指定養成研修事業者に対し周知徹底を図られたい。

ただし、局長通知により、従前の例による場合については、一部改正前の通知の例によるものとする。

なお、改正の概要は下記のとおりである。

## 別紙

通知本文の一部を次のように改正する。

1. 2の(2)中「ホームヘルプサービス」を削る。
2. 3を次のように改める。

ホームヘルパーとして採用された者又は内定している者に対する研修受講期間中の手当等については、1時間当たり950円を限度として在宅福祉事業費補助金及び高齢者福祉推進事業費補助金交付要綱に基づく国庫補助の対象経費とすることができるものとする。

3. 7を次のように改める。

### (1) 指定要件等

要綱8の(1)に定める指定要件等を別紙4のとおり定めたので、これに留意のうえ適正に指定等を行われたい。

なお、既に指定した研修機関については、極力速やかに新カリキュラムに基づいた研修を実施するよう指導すること。

### (2) 事業の実施場所が複数の都道府県にわたる研修

事業であって同一の事業として認められるものの取扱い

事業の実施場所が複数の都道府県にわたる研修事業であって同一の事業として認められるもの例えば、通信課程による研修事業で、講師、テキスト、通信教材が同じ場合)については、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県の指定のみで足りるものとする。ただし、その申請を受けた都道府県は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

別紙1を別添のように改める。

別紙4の一部を次のように改める。

1. 5の(1)の の括弧書き中「場合にあつては、」の次に「主たる事業所の所在地及び」を加える。
2. 5の(6)として次のように加える。  
(6) 平成11年度以降新たに本事業の指定を受けようとする者は、上記(1)の指定申請書を事業実施場所の都道府県知事に提出するものとする。

教科名	目的	内容
2 介護の方法と技術 (28時間)		
(7) 介護技術の展開 (4時間)	特に留意が必要な介護技術について理解を深め、その展開を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事のケア 食事摂取困難への対応、食欲不振、嚥下困難への対応、脱水予防、家族への指導 等</li> <li>・口腔のケア 口腔の構造、口腔ケアの基本、症状別口腔ケア等</li> <li>・排泄のケア 排泄ケアの原則、排泄の仕組み、排泄の環境整備と福祉用具、排泄の介助、排泄障害時のケア 等</li> <li>・褥瘡のケア 褥瘡の予防方法、褥瘡を持つ利用者への対応方法、家族への指導 等</li> </ul>
(8) 痴呆性高齢者の介護の実際 (4時間)	痴呆性高齢者の状態像に対する理解を深め、その介護技術を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・痴呆性高齢者の生活像</li> <li>・問題行動、精神症状の理解と対応</li> <li>・困難事例を含む取り組み事例 (成功事例・失敗事例) 研究</li> </ul>
(9) 障害を持つ児童の介護の実際 (4時間)	障害を持つ児童の状態像に対する理解を深め、その介護技術を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>各利用者の生活像の把握と困難事例を含む取り組み事例 (成功事例・失敗事例) を通した対応方法の学習</li> <li>・自閉症 (強度行動障害を中心に)</li> <li>・重度重複障害</li> <li>・進行性筋ジストロフィー症</li> <li>・知的障害 (知的障害者を含む)</li> </ul>
(10) 身体障害者の介護の実際 (4時間)	身体障害者の状態像に対する理解を深め、その介護技術を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>各利用者の生活像の把握と困難事例を含む取り組み事例 (成功事例・失敗事例) を通した対応方法の学習</li> <li>・中途肢体不自由</li> <li>・脳性麻痺</li> <li>・視覚障害</li> <li>・聴覚障害</li> <li>・内部障害</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
3 チームケアとチームワーク (20時間)		
(14) ケアマネジメントの方法 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントの目的と機能および視点と留意点について理解し、その具体的な方法を学習する</li> <li>・ホームヘルパーとしてのケアマネジメントへの関わり方を学習する (介護保険制度における居宅介護支援の方法を内容に含める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントの目的、機能と基本原則</li> <li>・ケアマネジメントの方法 アセスメント、ケアプランニング、サービスコーディネート、継続的なケアマネジメント、人権の擁護等</li> <li>・介護保険制度における居宅介護支援についての理解</li> <li>・事例検討とホームヘルパーとしての関わり方</li> </ul>
(15) ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度における運営基準を理解する。</li> <li>・チーム運営方式主任ヘルパー及び介護保険制度におけるサービス提供責任者の役割を理解し、その業務を把握する</li> <li>・チーム運営方式の取り組み事例を通して、効果的運営の方法や運営上の問題点の克服等を学習する (介護保険制度における訪問介護の運営基準、サービス提供責任者の業務について含める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度における運営基準及びサービス提供責任者の業務の理解</li> <li>・サービス提供責任者・主任ヘルパーの役割と業務の理解 メンバーの掌握、業務調整の方法等</li> <li>・チーム運営方式の取り組み事例研究</li> <li>・24時間対応巡回型介護の取り組み事例研究</li> </ul>
(16) チームケアの実際 (4時間)	異なる職種、異なるサービスが協働するチームケアへの理解を深め、他職種・他サービスとの効果的連携・調整の方法や問題点の克服等を学習する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームケアの取り組み事例研究</li> <li>・周辺の社会資源 (ボランティア 等) の活用と連携の方法</li> </ul>

教科名	目的	内容
(17) 指導業務の必要性と方法 (4時間)	主任ヘルパー等が行う指導業務の概要を把握し、その役割と必要性について理解する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパービジョンの役割と必要性の把握及び基本的な留意点</li> <li>業務内容・遂行の確認、問題解決への助言、工夫への助言、技術指導、記録・報告指導、精神的支え等</li> <li>・スーパービジョンの具体的方法の事例研究</li> </ul>
(18) カンファレンスの持ち方と事例検討の方法 (4時間)	業務報告会、事例検討会等の会議の意義と機能について理解を深め、その開催方法を学習する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務報告会、事例検討会等の会議の意義と機能</li> <li>・会議の開催頻度、時間数、内容等</li> <li>・事例検討の手順と留意点</li> <li>・他職種との事例検討会の企画・実施</li> </ul>
II 実技講習 62時間		
(1) ケアマネジメント技術 (6時間)	ケアマネジメントについての理解を深め、技術を学習する (内容について、介護保険制度における居宅介護支援への参加を想定した事例を取り入れることが望ましい)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定事例に対するケアマネジメントの各プロセスのシュミレーションとその妥当性などについて的小グループによる討論</li> <li>・想定事例に対するケアマネジメントへのホームヘルパーとしての関わり方、他職種との連携のあり方について的小グループによる討論</li> </ul>
(2) 技術指導と介護技術の向上 (30時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導技術について体験的に理解を深め、技術を学習する</li> <li>・他者に教えるという作業を通して、自身の基本介護技術を復習・確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定事例によるロールプレイ等の方法による助言・指導および精神的支援</li> <li>・受講者交互による介護技術指導を通じたスーパービジョンの技術の修得と自身の基本介護技術の復習・確認</li> <li>食事の介護</li> <li>排泄、尿失禁の介護</li> <li>衣服着脱の介護</li> <li>入浴の介護</li> <li>体位・姿勢交換の介護（座位保持、褥瘡への対応を含む）</li> <li>肢体不自由者の歩行の介護</li> <li>車椅子への移乗等の介護</li> <li>車椅子等での移動の介護</li> <li>視覚障害者の歩行の介護</li> <li>ベッドメイキングの方法</li> <li>身体の清潔（清拭、洗髪、口腔ケア等）の方法</li> <li>緊急時対応法（骨折、火傷、てんかん発作、化学物質による中毒等）</li> <li>腰痛の予防等援助者の健康管理 等</li> </ul>
(3) 困難事例等対応技術 (20時間)	障害への理解を深め、困難事例等への対応技術を学習する	設定された課題を遂行するあるいは解決する形式のロールプレイ等の方法での技術の修得 障害別の状況対応技術、本人に困難性がある事例の対応技術、家族に困難性がある事例の対応技術、高齢者と性等
(4) 訪問看護同行訪問 4時間×2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護同行訪問を通して、訪問看護サービスの業務内容及び役割と機能を体験的に理解する</li> <li>・ホームヘルプサービスとの連携のあり方等、在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護サービスの役割・機能の体験的理解</li> <li>・訪問看護サービスとホームヘルプサービスの連携のあり方の把握</li> <li>※訪問看護ステーション等での実習が困難な場合、市町村保健婦との同行活動に代えることができる</li> </ul>
(5) 在宅介護支援サービス職員との同行訪問 4時間×2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター職員との同行訪問を通して、在宅介護支援センターの業務内容及び役割と機能を体験的に理解する</li> <li>・ホームヘルプサービスとの連携のあり方等、在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センターの役割・機能の体験的理解</li> <li>・在宅介護支援センターとホームヘルプサービスの連携のあり方の把握</li> </ul>

教科名	目的	内容
(6) 公的関係機関見学 1日(8時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的関係機関の見学実習を通して、その役割・機能を理解する</li> <li>・ホームヘルプサービスとの連携のあり方等、在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する</li> </ul>	保健センター、福祉事務所、保健所等の公的関係機関の見学 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種関係機関の役割機能の理解</li> <li>・ホームヘルプサービスとの連携のあり方についての理解</li> </ul>
(7) 事例報告の検討 (8時間)	実習の総括として、事例報告書の作成・検討を行い、客観的視点を形成するとともに自身の役割や業務に対する理解を深める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習報告書の作成</li> <li>・作成された実習報告書数点及び受講者の業務における担当事例報告書数点に対する小グループによる討論形式での検討</li> </ul>

※ 本実習は、地域におけるチームケアの推進を目的とする「ホームヘルパーと関係職種との協力関係の形成」にも留意して実施すること。

教科名	目的	内容
(4) 障害者(児)福祉の制度とサービス (3時間)	障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者(児)福祉の背景と動向</li> <li>・身体障害者福祉の制度</li> <li>・知的障害者福祉の制度</li> <li>・児童福祉の制度</li> <li>・各福祉サービスの種類、内容とその役割</li> <li>・障害者(児)福祉に関する制度、施策</li> </ul>
3 ホールヘルプサービスに関する知識(5時間)		
(5) ホームヘルプサービス概論 (3時間)	ホールヘルプサービスの役割と業務を理解する (介護保険制度における運営基準等についての内容や考え方について含める)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプサービスの社会的役割</li> <li>・ホールヘルプサービスの制度と業務内容 介護保険制度における運営基準等の理解</li> <li>・チーム運営方式の理解</li> <li>・24時間対応巡回型ホールヘルプサービスの理解</li> <li>・在宅介護支援センター等関係機関との連携 介護保険制度における居宅介護支援との連携</li> <li>・近隣・ボランティア等との連携</li> <li>・関連職種の基礎知識</li> </ul>
(6) ホームヘルパーの職業倫理 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する</li> <li>・サービス提供における利用者の人権の尊重について理解する (実際のサービス提供における人権の尊重について重点的項目として取り上げる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールヘルプサービス業務においてとるべき基本的態度</li> <li>・福祉業務従事者としての倫理</li> <li>・サービス提供における利用者の人権の尊重、プライバシーの保護等(事例を用いて理解を深めることが、望ましい)</li> <li>・成年後見制度と権利擁護制度</li> </ul>
5 介護に関する知識と方法(11時間)		
(10) 介護概論 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する</li> <li>・在宅介護の特徴とすすめ方を把握する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の目的、機能と基本原則</li> <li>・介護ニーズと基本的対応</li> <li>・在宅介護におけるリハビリテーションの視点</li> <li>・リハビリテーション介護とは</li> <li>・ターミナルケアの考え方</li> <li>・介護者の健康管理</li> </ul>
(11) 介護事例検討 (4時間)	生活者としての援助対象者の介護事例を通して、適切な介護方法を学習する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者介護の特徴と留意点 一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、痴呆性高齢者、骨折等への注意、高齢者と性等</li> <li>・障害者介護の特徴と留意点 進行性障害への配慮、障害者夫婦への援助、精神障害への対応、視覚・聴覚障害者への対応等</li> <li>・障害児介護の特徴と留意点 思春期の特徴と対応、家族への対応、自傷・他害への対応等</li> </ul>

教科名	目的	内容
(12) 住宅、福祉用具に関する知識 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者（児）にとっての快適な住宅について理解を深め、住宅の改造に関する知識を学習する</li> <li>・福祉用具についての理解を深め、主な福祉用具の種類と機能を把握する</li> </ul> <p>(介護保険制度における福祉用具貸与・購入、住宅改修の概要について加える)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活行動と生活空間</li> <li>・在宅介護における住宅の役割と機能</li> <li>・快適な室内環境</li> <li>・防災等の安全管理</li> <li>・住宅改造のポイントと事例</li> <li>・福祉用具の役割と利用に関する知識</li> <li>・主な福祉用具の種類と機能・使用法に関する知識</li> <li>・介護保険制度上の福祉用具貸与・購入費、住宅改修費の概要</li> </ul>
8 関連領域の基礎知識（8時間）		
(15) 医学の基礎知識 I (3時間)	高齢者、障害者（児）の在宅生活援助に役立つ知識を中心に家庭の医学等の基礎知識を学習する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腹痛、火傷、骨折、食中毒等 ※バイタルサインの発見方法を含む</li> <li>・感染症の理解と予防 MRSA、B型肝炎、疥癬、梅毒等</li> <li>・医療関係制度の基礎知識</li> </ul>
(16) 在宅看護の基礎知識 I (3時間)	高齢者、障害者（児）の在宅看護の基礎知識を学習する	在宅看護方法の理解 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を観察 観察の視点、体温測定、血圧測定等</li> <li>・薬の飲ませ方と保管</li> <li>・特別な処置 吸引、吸入、浣腸、排便等</li> </ul>
(17) リハビリテーション医療の基礎知識 (2時間)	理学療法士と作業療法士を中心にリハビリテーションの基礎知識を学習する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション医療の意義と役割</li> <li>・リハビリテーション医療の概要 理学療法、作業療法、言語療法等</li> <li>・訪問リハビリテーションのスタッフとの連携の進め方</li> <li>・リハビリテーション介護とは</li> </ul>
(3) ケア計画の作成と記録、報告の技術 (5時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルパーとしてのケア計画の作成技術を学習する</li> <li>・業務及び事例の記録の方法と報告の仕方等を学習する</li> </ul>	<p>ロールプレイ、VTR等により情報が提供された想定事例に対して以下の項目を学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務のための情報収集とアセスメント</li> <li>・サービス提供プランの想定</li> <li>・ホームヘルパーとしての援助目標の設定とケア計画の作成</li> <li>・記録の書き方</li> <li>・上司への報告・相談の仕方（カンファレンスでの報告の仕方を含む）</li> <li>・事例報告のまとめ方</li> </ul> <p>※記録の書き方については、いくつかの適切と思われる記録様式（用紙）を紹介すること ※事例報告のまとめ方については、いくつかの既存の事例報告を紹介し、討論形式で学習すること</p>
(4) レクリエーション体験学習 (3時間)	高齢者、障害者（児）を対象とするレクリエーションについて体験的に理解する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーションの視点とプログラム</li> <li>・高齢者、障害者（児）を対象とするレクリエーションの体験学習</li> </ul>

※関連する講義と実技講習は可能な限り1組で実施する等、連続性に留意する。

教科名	目的	内容
(3) 在宅サービス提供現場見学 1日（6時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅サービスの提供現場の見学を通して、そのサービス及び機関の役割・機能を把握する</li> <li>・ホームヘルプサービスとの連携のあり方等、在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する</li> </ul>	<p>デイサービスセンター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション等の在宅サービス提供現場の見学</p> <p>※実習方法の弾力的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅サービス提供現場見学については、見学時間の概ね半数を超えない範囲内で、ビデオ学習をもって現場見学に代えることができる。</li> </ul>

教科名	目的	内容
2 ホームヘルプサービスに関する知識と方法 (13時間)		
(4) ホームヘルプサービス概論 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプサービスの役割と業務を理解する</li> <li>ホームヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する</li> <li>サービス提供における利用者の人権の尊重について理解する (介護保険制度における運営基準等についての内容や考え方について含める。) (職業倫理、人権の尊重について重点的項目として取り上げる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプサービスの社会的役割</li> <li>ホームヘルプサービスの制度と業務内容 介護保険制度における運営基準等の理解</li> <li>チーム運営方式の理解</li> <li>24時間対応巡回型ホームヘルプサービスの理解</li> <li>在宅介護支援センター等関係機関との連携 介護保険制度における居宅介護支援との連携</li> <li>近隣・ボランティア等との連携</li> <li>関連職種の基本知識</li> <li>ホームヘルプサービス業務においてとるべき基本的態度</li> <li>福祉業務従事者としての倫理</li> <li>サービス提供における利用者の人権の尊重、プライバシーの保護等 (事例を用いて理解を深めることが、望ましい)</li> </ul>
(5) サービス利用者の理解 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者(児)の心身の特徴と生活像を把握し、援助の基本的な方向性を理解する</li> <li>高齢者、障害者(児)の家族に対する理解を深める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者(児)の心身と生活像の理解</li> <li>高齢者、障害者(児)への援助</li> <li>高齢者、障害者(児)の家族の理解と援助</li> </ul>
(6) 介護概論 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する</li> <li>在宅介護の特徴とすすめ方を把握する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護の目的、機能と基本原則</li> <li>介護ニーズと基本的対応</li> <li>在宅介護の特徴とすすめ方</li> <li>介護におけるリハビリテーションの視点</li> <li>福祉用具の基本知識と活用</li> <li>ターミナルケアの考え方</li> <li>介護者の健康管理</li> </ul>
II 実技講習 1. 7時間 ロールプレイ等については見学のみで修了することがないことを原則とする		
(1) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)	サービスの利用者の立場に立った理解とサービス提供者としての基本的態度を形成する	ロールプレイ等の方法によるサービス提供場面の演習を通して、サービス利用者に対する共感的理解と基本的態度を形成する 訪問・退出時の挨拶 傾聴的態度、信頼関係の形成 物の処分・移動における言葉かけ 銀行入金代行業務や買物業務時の注意点(レシートの取得 等) できないことの拒否の仕方 助言の仕方 痴呆性高齢者等とのコミュニケーション 視覚・聴覚障害者とのコミュニケーション 等 ※親密さと無礼の境目(「キクちゃん」等の幼児語使用)等にも留意して演習のこと
(2) 介護技術入門 (10時間)	食事、排泄、移動・移乗、その他在宅介護を行うにあたっての基礎的な介護技術を修得する	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の介護</li> <li>排泄・尿失禁の介護</li> <li>体位・姿勢交換の介護(座位保持、褥瘡への対応を含む)</li> <li>車椅子への移乗、車椅子等での移動の介護</li> <li>身体の清潔(洗髪、清拭、口腔ケア等)の介護</li> <li>緊急事対応(骨折、火傷、てんかん発作、化学物質による中毒)等</li> </ul> ※姿勢による食事の喉の通り方を体験するため弁当等を用いて実際に食事介護する等、可能な限り実践的な講習とする
(3) ホームヘルプサービスの共通理解 (3時間)	ホームヘルプサービスにおける援助方法と実際について共通の理解を図る	現任の主任ヘルパー等を囲んで、事例検討や実践的内容のグループ討議を行う。 事例検討、記録のつけ方、上司への報告・相談の行い方等

4 継続養成研修

- (1) 「チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム」  
1 級課程の科目のうち、  
(15)ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際、  
(16)チームケアの実際、(17)指導業務の必要性と方法、  
(18)カンファレンスの持ち方と事例検討の方法、実  
技講習(1)ケアマネジメント技術、及び小グループ  
による討論 2 時間

計24時間

- (2) 「最新の知識プログラム」

- 1 級課程の科目のうち、  
(5)老人保健福祉の動向、(6)障害者（児）福祉の動  
向、(7)介護技術の展開、(21)心理学的援助方法の基  
礎知識、実技講習(1)ケアマネジメント技術、及び  
小グループによる討論 2 時間

計22時間

- (3) 「指導技術と介護技術のプログラム」

- 1 級課程の科目のうち  
実技講習(2)指導技術と介護技術の向上、及び小グ  
ループによる討論 2 時間

計32時間

- (4) 「困難事例対応技術プログラム」

- 1 級課程の科目のうち、  
実習(1)痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習、及  
び小グループ活動による討論 2 時間

計26時間

新	旧
<p>1 カリキュラム及び修了証書等 研修カリキュラムについては、局長通知の別添1「ホ ームヘルパー養成研修事業実施要綱」(以下「要綱」と いう。)4の(1)で定められているところであるが、カリ キュラムの目的及び内容について、別紙1のとおりそ の詳細を定めたので、これに基づき適正に実施するこ と。 また、要綱6の(1)及び8の(2)の修了証書及び携帯用 修了証明書の様式を、別紙2及び3のとおり定めたの で、これに準じ交付すること。</p> <p>2 現任者に対する研修に係る留意事項 現にホームヘルパーとして活動している者につい ては、新たな養成研修制度の導入を契機として業務内容 に応じた資質の向上を図ることとし、下記の点に留意 の上、適切な養成研修課程を速やかに受講できるよう、 管下市町村等ホームヘルプサービス事業実施主体にお ける配慮方指導願いたい。</p> <p>(1) 養成研修課程を修了していない者については、要 綱4の(3)の受講対象者の欄に応じた課程を速やかに 受講するものとする。</p> <p>(2) チーム運営方式の主任ヘルパーの業務に従事して いる者のうち、 ア 養成研修課程を修了していない者又は3級課程 を修了している者については、速やかに2級課程 を受講した上で1級課程を受講するものとし、 イ 2級課程を修了している者については、速やか に1級課程を受講するものとし、 ウ 要綱9により、1級課程を修了したものとみな される者については、継続養成研修（チーム運営 方式主任ヘルパー業務関連プログラム）を速やか に受講するものとする。</p> <p>(3) 常勤ヘルパーとしてホームヘルプサービス事業に 従事する者については、3級課程を修了している場 合であっても、2級課程を修了するよう努めるもの とする。</p>	<p>1 カリキュラム及び修了証書等 研修カリキュラムについては、局長通知の別添1「ホ ームヘルパー養成研修事業実施要綱」(以下「要綱」と いう。)4の(1)で定められているところであるが、カリ キュラムの目的及び内容について、別紙1のとおりそ の詳細を定めたので、これに基づき適正に実施するこ と。 また、要綱6の(1)及び8の(2)の修了証書及び携帯用 修了証明書の様式を、別紙2及び3のとおり定めたの で、これに準じ交付すること。</p> <p>2 現任者に対する研修に係る留意事項 現にホームヘルパーとして活動している者につい ては、新たな養成研修制度の導入を契機として業務内容 に応じた資質の向上を図ることとし、下記の点に留意 の上、適切な養成研修課程を速やかに受講できるよう、 管下市町村等ホームヘルプサービス事業実施主体にお ける配慮方指導願いたい。</p> <p>(1) 養成研修課程を修了していない者については、要 綱4の(3)の受講対象者の欄に応じた課程を速やかに 受講するものとする。</p> <p>(2) ホームヘルプサービスチーム運営方式の主任ヘル パーの業務に従事している者のうち、 ア 養成研修課程を修了していない者又は3級課程 を修了している者については、速やかに2級課程 を受講した上で1級課程を受講するものとし、 イ 2級課程を修了している者については、速やか に1級課程を受講するものとし、 ウ 要綱9により、1級課程を修了したものとみな される者については、継続養成研修（チーム運営 方式主任ヘルパー業務関連プログラム）を速やか に受講するものとする。</p> <p>(3) 常勤ヘルパーとしてホームヘルプサービス事業に 従事する者については、3級課程を修了している場 合であっても、2級課程を修了するよう努めるもの とする。</p>

新	旧
<p>3 受講時の手当等の取扱い ホームヘルパーとして採用された者又は内定している者に対する研修受講期間中の手当等については、<u>1時間当たり950円を限度として在宅福祉事業費補助金及び高齢者福祉推進事業費補助金交付要綱に基づく国庫補助の対象経費とすることができるものとする。</u></p> <p>4 研修会参加費用の取扱い ホームヘルパーとして採用された者又は内定している者にかかる研修会参加費用（教材費等の実費相当部分）については、在宅福祉事業費補助金交付要綱による市町村運営事務費の国庫補助対象経費として差し支えない。</p> <p>5 保健婦等の資格を有する者等の取扱い 看護婦、准看護婦、保健婦の資格を有する者、特別養護老人ホームの寮母等として介護業務に従事した者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる研修科目を免除することとして差し支えない。</p> <p>6 養成研修修了の認定方法についての留意事項 研修受講者が、やむを得ない事情等により、養成研修の一部を受講しなかった場合であって、要綱5の(1)から(4)に掲げる各々の期間内に、同一又は他の実施主体が行う養成研修の一部を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、確認された内容に相当する研修科目及び研修時間の前部又は一部を受講したものとみなして差し支えないものとする。</p> <p>7 ホームヘルパー養成研修事業としての指定等に係る留意事項等 (1) 指定要件等 要綱8の(1)に定める指定要件等を別紙4のとおり定めたので、これに留意のうえ適正に指定等を行われたい。 なお、既に指定した研修機関については、極力速やかに新カリキュラムに基づいた研修を実施するよう指導すること。 (2) 事業の実施場所が複数の都道府県にわたる研修事業であって同一の事業として認められるものの取扱い 事業の実施場所が複数の都道府県にわたる研修事業であって同一の事業として認められるもの（例えば、通信課程により研修事業で、講師、テキスト、通信教材が同じ場合）については、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県の指定のみで足りるものとする。ただし、その申請を受けた都道府県は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。</p>	<p>3 受講時の手当等の取扱い ホームヘルパーとして採用された者又は内定している者に対する研修受講期間中の手当等については、在宅福祉事業費補助金交付要綱による一般基準の家事援助中心業務の手当及び活動費の国庫補助対象経費とする。 なお、事業委託基準により委託している社会福祉協議会、特別養護老人ホーム等のホームヘルパーについても、研修受講期間中の手当等は一般基準を適用して差し支えない。</p> <p>4 研修会参加費用の取扱い ホームヘルパーとして採用された者又は内定している者にかかる研修会参加費用（教材費等の実費相当部分）については、在宅福祉事業費補助金交付要綱による市町村運営事務費の国庫補助対象経費として差し支えない。</p> <p>5 保健婦等の資格を有する者等の取扱い 看護婦、准看護婦、保健婦の資格を有する者、特別養護老人ホームの寮母等として介護業務に従事した者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる研修科目を免除することとして差し支えない。</p> <p>6 養成研修修了の認定方法についての留意事項 研修受講者が、やむを得ない事情等により、養成研修の一部を受講しなかった場合であって、要綱5の(1)から(4)に掲げる各々の期間内に、同一又は他の実施主体が行う養成研修の一部を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、確認された内容に相当する研修科目及び研修時間の前部又は一部を受講したものとみなして差し支えないものとする。</p> <p>7 ホームヘルパー養成研修事業としての指定等に係る留意事項等 要綱8の(1)に定める指定要件等を別紙4のとおり定めたので、これに留意のうえ適正に指定等を行われたい。 なお、既に指定した研修機関については、平成8年度以降は新カリキュラムに基づいた研修を実施するよう指導するとともに、平成8年3月31日までに、平成8年度以降実施する研修内容について届出を行わせ、当該内容を確認すること。</p>



新

別紙2

ホームヘルパー養成研修事業実施要綱6の(1)関係

第 号

修 了 証 書

氏 名  
生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、厚生省の定めるホームヘルパー養成研修 別記 を修了したことを証します。

平成 年 月 日

○ ○ 県知事  
○ ○ ○ ○

修了証明書（携帯用）

第 号

氏 名 ○○○○○  
生年月日 昭和 年 月 日

上記の者は、厚生省の定めるホームヘルパー養成研修 別記 を修了したことを証します。

平成 年 月 日

○○県知事 ○○○○○

(別記)

- |   |   |                    |
|---|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1 級課程</li> <li>2 級課程</li> <li>3 級課程</li> <li>継続養成研修</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム</li> <li>最新の知識プログラム</li> <li>指導技術と介護技術プログラム</li> <li>困難事例対応技術プログラム</li> </ul> | <p>のいずれかを記載する。</p> |
|---|---|--------------------|

旧

別紙2

ホームヘルパー養成研修事業実施要綱6の(1)関係

第 号

修 了 証 書

氏 名  
生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、厚生省の定めるホームヘルパー養成研修 別記 を修了したことを証します。

平成 年 月 日

○ ○ 県知事  
○ ○ ○ ○

修了証明書（携帯用）

第 号

氏 名 ○○○○○  
生年月日 昭和 年 月 日

上記の者は、厚生省の定めるホームヘルパー養成研修 別記 を修了したことを証します。

平成 年 月 日

○○県知事 ○○○○○

(別記)

- |   |   |                    |
|---|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1 級課程</li> <li>2 級課程</li> <li>3 級課程</li> <li>継続養成研修</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム</li> <li>最新の知識プログラム</li> <li>指導技術と介護技術プログラム</li> <li>困難事例対応技術プログラム</li> </ul> | <p>のいずれかを記載する。</p> |
|---|---|--------------------|

新	旧
<p>別紙4</p> <p>ホームヘルパー養成研修事業の指定要件等</p> <p>1 事業実施者に関する要件</p> <p>(1) 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。</p> <p>(2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>2 事業内容に関する要件</p> <p>(1) 研修事業が「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成7年7月31日社援更第192号、老計第116号、児発第725号、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)の別添「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。</p> <p>(2) 研修カリキュラムが、要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。</p> <p>(3) 講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。</p> <p>(4) 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。</p> <p>3 研修受講者に関する要件</p> <p>(1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。</p> <p>① 開講目的</p> <p>② 研修事業の名称</p> <p>③ 実施場所</p> <p>④ 研修期間</p> <p>⑤ 研修カリキュラム</p> <p>⑥ 講師氏名</p> <p>⑦ 研修修了の認定方法</p> <p>⑧ 開講時期</p> <p>⑨ 受講資格</p> <p>⑩ 受講手続(募集要領等)</p> <p>⑪ 授業料、実習費等</p> <p>(2) 研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。</p>	<p>別紙4</p> <p>ホームヘルパー養成研修事業の指定要件等</p> <p>1 事業実施者に関する要件</p> <p>(1) 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。</p> <p>(2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>2 事業内容に関する要件</p> <p>(1) 研修事業が「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成7年7月31日社援更第192号、老計第116号、児発第725号、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)の別添「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。</p> <p>(2) 研修カリキュラムが、要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。</p> <p>(3) 講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。</p> <p>(4) 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。</p> <p>3 研修受講者に関する要件</p> <p>(1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。</p> <p>① 開講目的</p> <p>② 研修事業の名称</p> <p>③ 実施場所</p> <p>④ 研修期間</p> <p>⑤ 研修カリキュラム</p> <p>⑥ 講師氏名</p> <p>⑦ 研修修了の認定方法</p> <p>⑧ 開講時期</p> <p>⑨ 受講資格</p> <p>⑩ 受講手続(募集要領等)</p> <p>⑪ 授業料、実習費等</p> <p>(2) 研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。</p>